イ　ＮＡＴＭによるトンネル延長1,400ｍ以上のトンネル工事であること。
ただし、上記ア及びイは同一工事であることとし、施工延長については掘削、覆工を実施した区間の延長であること。
ウ　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）40㎡以上のトンネル工事であること（トンネル内空断面積（覆工後の内空断面積）40㎡以上の施工実績は、非常駐車帯部を除く。）。
エ　ＮＡＴＭによるトンネル延長300ｍ以上のトンネル工事であること。
ただし、上記ウ及びエは同一工事であることとし、施工延長については掘削、覆工を実施した区間の延長であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、函館開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

⑹　本工事に係る施工計画が適正であること。
この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに当該工事に配置できること。
なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。
ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。
イ　平成19年度以降に、上記⑸ア及びイに掲げる元請としての工事の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、平成19年度以降に上記⑸ウ及びエに掲げる元請としての工事の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合に限る。）
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

⒀　「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

３　総合評価に関する事項
⑴　落札方式
ア　入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、㋐から㋒の要件に該当する者のうち、３⑵によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
㋑　提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。
㋒　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑵　段階的選抜方式による総合評価の方法
ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。
イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、一次審査０～25点、二次審査０～39点の範囲で「加算点」を与える。
ウ　一次審査については、上記２の条件をすべて満たす者のうち、次の評価項目について評価基準に従って評価点を与え、審査評価点合計の上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）を選抜する。
一次審査の評価項目
㋐　本工事を施工するに当たって、特に留意・工夫すべき事項に係わる提案
㋑　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価
なお、㋑については一次審査の評価点にのみ計上する項目であり、総合評価では評価項目に含まない。
エ　二次審査については、一次審査により選抜された者のうち、下記４⑸の期間内に以下の項目の施工計画を提出した者について評価及び判定し、加算点を与える。
二次審査の評価項目
㋐　トンネルの長期耐久性の向上に関する提案
㋑　トンネルの生産性向上と維持管理性の向上に関する提案
㋒　賃上げの実施表明
オ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。
評価項目
㋐　品質確保の実効性
㋑　施工体制確保の確実性
カ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒040―8501 北海道函館市大川町１番27号　北海道開発局函館開発建設部契約課上席契約専門官　満保　敬介　電話0138―42―7526
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　入札説明書は、令和４年９月13日から令和５年２月３日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く毎日、９時00分から18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である13時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和４年９月13日９時00分から令和４年10月５日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年９月13日９時00分から令和４年10月５日12時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑷　一次審査結果の通知　本工事の一次審査に係る評価の結果は、令和４年11月７日に通知する。
⑸　二次審査に関する書面及び見積書の提出期間、場所及び方法　令和４年11月８日９時00分から令和４年12月８日12時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和４年11月８日９時00分から令和４年12月８日12時00分までに、上記４⑴の申込先へ、原則として持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。